

(趣旨)

第1条 この規則は、本庄市都市公園条例(平成18年本庄市条例第172号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(許可申請書)

第2条 条例第8条第1項各号に掲げる行為の許可を受けようとする者は、当該行為を行おうとする日の5日前までに本庄市都市公園行為許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 公園施設の設置の許可を受けようとする者は、工事着手の日の30日前までに本庄市都市公園施設設置許可申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

3 公園施設の管理の許可を受けようとする者は、管理しようとする日の30日前までに本庄市都市公園施設管理許可申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

4 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて公園の占用の許可を受けようとする者は、工事着手の日の30日前までに本庄市都市公園占用許可申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

5 条例第8条第1項に掲げる行為、公園施設の設置及び管理又は公園の占用の許可を受けた者がそれらの許可を受けた事項を変更しようとするときは、それぞれ前各項の規定に準じて速やかに本庄市都市公園(行為・施設設置・施設管理・占用)許可変更申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

第3条 条例第8条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 行商、募金その他これらに類する場合 販売品目、販売価格、販売時間、販売のための人員並びに販売のために使用する物品及び機械又は募金のための人員並びに募金のために使用する物品及び機械

(2) 業として写真又は映画の撮影をする場合 撮影時間、撮影のための人員、撮影のために使用する物品及び機械並びに責任者の住所及び氏名

(3) 興行を行う場合 興行時間、開催回数、収容予定人員、料金、興行のために使用する物品及び機械並びに現場責任者の住所及び氏名

(4) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しをする場合 料金又は会費、参集予定人員、競技会等のために使用する物品及び機械並びに現場責任者の住所及び氏名

(5) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用する場合 火気を使用する時間並びに現場責任者の住所及び氏名

(届出)

第4条 条例第16条に規定する届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 条例第16条第1号の場合 本庄市都市公園施設設置工事等完了届(様式第6号)

(2) 条例第16条第2号の場合 本庄市都市公園施設設置等廃止届(様式第7号)

(3) 条例第16条第3号の場合 本庄市都市公園原状回復届(様式第8号)

(4) 条例第16条第4号及び第6号の場合 本庄市都市公園指示工事完了届(様式第9号)

(5) 条例第16条第5号の場合 本庄市都市公園を構成する土地物件の所有権移転等届(様式第10号)

(使用料の減免)

第5条 条例第20条の規定により、使用料を減額し、又は免除できる場合及びその割合は、次のとおりとする。

(1) 市又は国若しくは他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共の団体において、公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供する場合 100分の100

(2) 条例第24条第1項の規定により指定されたもの(以下「指定管理者」という。)が主催する事業のうち、市長が必要と認める事業の用に供する場合 100分の100

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合 100分の100又は100分の50

(使用料の減免等申請)

第6条 条例第8条第1項各号に掲げる行為の許可を受けようとする者で、条例第20条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、第2条第1項の規定にかかわらず、本庄市都市公園行為許可兼使用料減免申請書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

2 法第5条第1項の規定による公園施設の設置若しくは管理の許可又は法第6条の規定による占用の許可を受けようとする者で、条例第20条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、本庄市都市公園(施設設置・施設管理・占用)使用料減免申請書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(許可書等の交付)

第7条 市長は、第2条又は前条の規定による申請について許可をしたときは、許可を受けた者に対して許可書等(様式第13号から様式第18号まで)を交付する。

(指定管理者による管理)

第8条 条例第8条の規定による行為の許可に関する業務を指定管理者に行わせる場合は、第2条第1項及び第5項、第6条第1項並びに前条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条第1項の規定中「条例第20条」とあるのは「条例第26条第4項」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月10日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の本庄市都市公園条例施行規則(昭和59年本庄市規則第12号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年1月18日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年9月19日規則第35号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の規則の規定により既に印刷済の様式については、当分の間、使用することができる。
- 3 前項の場合において、この規則により改正されたものについては、所要の修正をすることができる。

附 則(平成25年3月15日規則第3号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年6月30日規則第29号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規則第11号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和4年1月14日規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第 1 号(第 2 条関係)

本庄市都市公園行為許可申請書

年 月 日

(あて先)本庄市長

住 所
氏 名
電話番号

次のとおり公園内における行為の許可を受けたいので、申請します。

行 為 の 目 的	
行 為 の 期 間	
行為の場所又は公園施設	
行 為 の 内 容	
本庄市都市公園条例施行規則第 3 条に定める事項	
その他必要な事項	

様式第 2 号(第 2 条関係)

本庄市都市公園施設設置許可申請書

年 月 日

(あて先)本庄市長

住 所
氏 名
電話番号

次のとおり公園施設の設置の許可を受けたいので、申請します。

設 置 の 目 的	
施 設 の 種 類	
設 置 の 期 間	
設置の場所及 び面積	
施 設 の 構 造	
管 理 の 方 法	
工事実施方法、 工事の着手及 び完了の時期	
復 旧 方 法	
その 他 必 要 な 事項	

様式第 3 号(第 2 条関係)

本庄市都市公園施設管理許可申請書

年 月 日

(あて先)本庄市長

住 所
氏 名
電話番号

次のとおり公園施設の管理の許可を受けたいので、申請します。

管 理 の 目 的	
管理する施設	
管 理 の 期 間	
管 理 の 方 法	
その他必要な 事項	

様式第 4 号(第 2 条関係)

本庄市都市公園占用許可申請書

年 月 日

(あて先)本庄市長

住 所
氏 名
電話番号

次のとおり都市公園の占用の許可を受けたいので、申請します。

占 用 の 目 的	
占 用 の 期 間	
占用の場所及び面積	
占 用 物 件 の 種 類	
施 設 等 の 構 造	
工事実施方法、工事 着手及び完了の時期	
復 旧 方 法	
そ の 他 必 要 な 事 項	

様式第 5 号(第 2 条関係)

本庄市都市公園（行為・施設設置・施設管理・占用）許可変更申請書

年 月 日

（あて先）本庄市長

住 所
氏 名
電話番号

次のとおり許可事項の変更の許可を受けたいので、申請します。

既に受けた許可 の年月日及び許可 番号	
変 更 す る 事 項	
変 更 す る 事 由	
そ の 他 必 要 な 事 項	

様式第 6 号(第 4 条関係)

本庄市都市公園施設設置工事等完了届

年 月 日

(あて先)本庄市長

住 所
氏 名
電話番号

次のとおり（公園施設の設置・都市公園の占用）に関する工事を
年 月 日に完了しましたので、届出します。

公 園 の 名 称	
既に受けた許可の 年月日及び許可番 号	
公園施設又は占用 物件	
工 事 の 期 間	
その他必要な事項	

既に交付されている許可書（写）を添付してください。

様式第 7 号(第 4 条関係)

本庄市都市公園施設設置等廃止届

年 月 日

(あて先)本庄市長

住 所
氏 名
電話番号

次のとおり（公園施設の設置・管理、都市公園の占用）を 年 月 日に廃止しましたので、届出します。

公 園 の 名 称	
廃止した公園施設 又は 占 用 物 件	
既に受けた許可の 年月日及び許可番 号	
廃 止 の 年 月 日	
廃 止 し た 理 由	
原 状 回 復 の 方 法	
その他必要な事項	

既に交付されている許可書を添付してください。

様式第 8 号(第 4 条関係)

本庄市都市公園原状回復届

年 月 日

(あて先)本庄市長

住 所
氏 名
電話番号

次のとおり公園を 年 月 日に原状に回復しましたので、
届出します。

公 園 の 名 称	
既に受けた許可の 年月日及び許可番 号	
許可を受けた事項	施設設置許可・施設管理許可・占用許可
原 状 回 復 の 理 由	
工 事 実 施 者	
工 事 の 期 間	
その他必要な事項	

既に交付されている許可書（写）を添付してください。

様式第 9 号(第 4 条関係)

本庄市都市公園指示工事完了届

年 月 日

(あて先)本庄市長

住 所
氏 名
電話番号

次のとおり 年 月 日 第 号により命ぜられた工事を
年 月 日に完了しましたので、届出します。

公 園 の 名 称	
完 了 し た 工 事 の 内 容	
工 事 実 施 者	
工 事 の 期 間	
その他必要な事項	

様式第 1 0 号(第 4 条関係)

本庄市都市公園を構成する土地物件の所有権移転等届

年 月 日

(あて先)本庄市長

住 所
氏 名
電話番号

次のとおり都市公園を構成する土地物件の（所有権の移転、抵当権の設定・移転）をしましたので、届出します。

公 園 の 名 称	
所有権を移転又は 抵当権を設定・移 転した土地物件	
移 転 又 は 設 定 の 年 月 日	
新しい所有者又は 債権者の住所、氏 名及び連絡先	
所有権を移転又は 抵当権を設定・移 転した理由	

様式第 1 1 号(第 6 条関係)

本庄市都市公園行為許可兼使用料減免申請書

年 月 日

(あて先)本庄市長

住 所
氏 名
電話番号

次のとおり都市公園内における行為の許可及び使用料の減免を受けたいので、申請します。

行 為 の 目 的	
行 為 の 期 間	
行為の場所又は公園施設	
行 為 の 内 容	
本庄市都市公園条例施行規則第3条に定める事項	

様式第 1 2 号(第 6 条関係)

本庄市都市公園（施設設置・施設管理・占用）使用料減免申請書

年 月 日

（あて先）本庄市長

住 所
氏 名
電話番号

次のとおり都市公園の使用料の減免を受けたいので、申請します。

使 用 料 の 区 分	施設設置 ・ 施設管理 ・ 占用
期 間	
公 園 の 名 称	
申 請 の 理 由	
その他必要な事項	

様式第 1 3 号(第 7 条関係)

第 年 月 号
日

様

本庄市長



本庄市都市公園行為許可書

年 月 日申請のあった について、次の
とおり許可します。

行 為 の 目 的	
行 為 の 期 間	
行為の場所又は公園施設	
行 為 の 内 容	
本庄市都市公園条例施行規則第3条に定める事項	
その他市長が指示する事項	

様式第 1 4 号(第 7 条関係)

第 年 月 日
号

様

本庄市長



本庄市都市公園施設設置許可書

年 月 日申請のあった公園施設の設置について、次の
とおり許可します。

施 設 の 種 類	
設 置 の 期 間	
許 可 の 条 件	
その他必要な事項	

様式第 1 5 号(第 7 条関係)

第 年 月 号 日

様

本庄市長



本庄市都市公園施設管理許可書

年 月 日申請のあった公園施設の管理について、次のとおり許可します。

管 理 す る 施 設	
管 理 の 期 間	
許 可 の 条 件	
その他必要な事項	

様式第 1 6 号(第 7 条関係)

第 年 月 号
年 月 日

様

本庄市長



本庄市都市公園占用許可書

年 月 日申請のあった都市公園の占用について、次の
とおり許可します。

占 用 物 件 の 種 類	
占 用 の 期 間	
許 可 の 条 件	
その他必要な事項	

様式第 1 7 号(第 7 条関係)

第 年 月 号 日

様

本庄市長



本庄市都市公園（行為・施設設置・施設管理・占用）変更許可書

年 月 日申請のあった について、次の
とおり許可事項の変更を許可します。

既に受けた許可年月日及び許可番号	
変更事項	
許可の条件	
その他必要な事項	

様式第 1 8 号(第 7 条関係)

第 年 月 日 号

様

本庄市長



本庄市都市公園（行為・施設設置・施設管理・占用）使用料減免承認書

年 月 日申請のあった について、次の
とおり使用料を減免します。

使用料の区分	行為・施設設置・施設管理・占用
期 間	
公 園 の 名 称	
減 免 の 区 分	免 除 ・ 減 額 (減額の割合)
減 免 理 由	本庄市都市公園条例施行規則第 5 条第 1 項第 号 に該当
そ の 他 市 長 が 指 示 す る 事 項	